

飯田市ふれあいの郷松ぼっくり条例の一部を改正する条例の制定について

1 方針

- ・飯田市ふれあいの郷松ぼっくり（旧松尾公民館部分）（以下「松ぼっくり講堂」という。）は、令和8年3月31日をもって、公の施設の設置及び管理に関する条例を一部改正し、行政財産から普通財産に変更する。
- ・普通財産に変更した建物については、今後、解体手続きを進める。

2 施設概要

施設名	松ぼっくり講堂	松ぼっくり新館部分						
構造	木造、平屋建、瓦葺	木造、2階建、長尺カラー鉄板瓦棒葺						
延床面積	315.08 m ²	548.25 m ²						
設置	昭和11年3月31日	平成14年4月1日						
所在	飯田市松尾城 4014 番地							
条例	飯田市ふれあいの郷松ぼっくり条例							
沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和11年 松尾村講堂として建設 ・平成2年 旧公民館及び講堂を解体し新たな施設の建設が計画されていたが、地区の要望により講堂部分のみ存置 ・平成12年 福祉検討委員会において、高齢者福祉及び児童福祉を併せ持った施設整備の検討が本格化 ・平成14年 松ぼっくり新築部分及び講堂部分が一体となった施設が完成 ・令和2年 屋根瓦の一部が崩れ落ちる事故が発生 ・令和6～7年 まちづくり委員会とともに松尾地区と3回の意見交換会を実施 							
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内設備等の修繕及び物品購入のほか、光熱水費については、学校教育課を通して児童クラブ運営費から負担 ・施設の屋根及び外壁改修については、長寿支援課で対応 							
利用者数及び利用団体	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ利用者約2万人(令和6年度実績) ・内訳 <table border="0"> <tr> <td>松尾児童クラブ(第一・第二)</td> <td>86.6%</td> </tr> <tr> <td>松尾少年空手クラブ</td> <td>9.1%</td> </tr> <tr> <td>その他団体</td> <td>4.3%</td> </tr> </table> 		松尾児童クラブ(第一・第二)	86.6%	松尾少年空手クラブ	9.1%	その他団体	4.3%
松尾児童クラブ(第一・第二)	86.6%							
松尾少年空手クラブ	9.1%							
その他団体	4.3%							
外観	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>●正面</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>●裏面</p>  </div> </div>							

※講堂部分のみを条例から削除し、新館部分は引き続き条例に基づき管理運営

3 理由

松ぼっくり講堂は、昭和11年に松尾村講堂として建設され築90年が経過した現在の耐震基準を満たさない木造建築物である。令和2年には屋根瓦の一部が落下する事故も発生するなど、老朽化が進行しており、今後も継続的な修繕が必要な状況である。

飯田市公共施設マネジメント基本方針では、このような老朽化した施設（事後保全型施設）について、各施設の現状を再点検し、その結果を踏まえて関係者と方向性を協議することとされている。

こうした方針に基づき、令和6年より松尾地区まちづくり委員会とともに地域住民と計3回の意見交換会を実施し協議を重ねた結果、令和7年3月17日の第3回意見交換会において、まちづくり委員会より「解体もやむを得ない」との意向が示された。これを受けて、令和7年6月9日に市として「利用者の安全性の確保」の観点から用途廃止の方針を決定した。

当該施設は、条例に基づく行政財産（公の施設）であるため、解体する場合、条例の一部を改正し、講堂部分（315.08㎡）を条例から削除して用途廃止し、普通財産に変更する必要がある。

4 改正後の財産管理

- ・松ぼっくり講堂は、令和8年4月1日以降、普通財産となり、解体手続きを進める。
- ・新館部分（548㎡）については、管理・運営を継続する。

5 庁内及び関係機関等との調整経過

(1) 地域住民との意見交換会

- ・令和6年8月7日
第1回意見交換会（施設の現状と課題の共有）
- ・令和6年12月26日
第2回意見交換会（管理主体、維持費用等の検討）
- ・令和7年3月17日
第3回意見交換会（地区の方向性の確認）

※いずれも松尾地区まちづくり委員会との共催

(2) 松尾地区まちづくり委員会の意向確認

- ・令和7年2月4日
第2回までの意見交換会を踏まえた松尾地区まちづくり委員会の意向について、組合回覧にて周知し意見募集を実施

(3) 庁内の方針決定

- ・令和7年2月10日
飯田市行財政改革推進本部会議（方向性の整理）
- ・令和7年6月9日
用途廃止方針の決定（起案及び市長決裁済）

(4) 地域協議会への諮問及び答申

- ・令和8年1月20日
松尾地域協議会に意見聴取
- ・令和8年1月26日
松尾地域協議会より「異議なし」の答申を受領